

留学ビザ Non-Immigrant ED (Education Visa) 申請要項

申請時間：9 時 30 分～11 時 30 分 ※休館日は HP(www.thaiconsulate.jp)に掲載
受領時間：13 時 30 分～15 時 00 分 書類不備がなければ翌開館日に受領可
代理申請・受領可能 郵送不可

入国回数	シングル	1 年マルチプル
査証有効期間	3 ヶ月	12 ヶ月
入国ごとの滞在可能期間	90 日	90 日
査証審査料	9,000 円	22,000 円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日より算定)	6 ヶ月以上	1 年 6 ヶ月以上

必要書類

- パスポートのコピーなど書類はすべて **A4** サイズ紙で提出
- FAX 用感熱紙は通常紙にコピーの上使用すること

1. ビザ申請用紙 日本国籍者 および 下記以外の外国籍者 1 枚

- ビザ申請用紙 (および写真) が 2 枚以上必要な国籍

4 枚	中国・北朝鮮・アフガニスタン・アルジェリア・バングラデシュ・エジプト・インド・イラン・イラク・レバノン・リビア・ネパール・パキスタン・パレスチナ解放機構・スリランカ・サウジアラビア・スーダン・シリア・イエメン・ナイジェリア
-----	---

2. 顔写真 申請用紙に貼付し提出
縦 4.5 cm×横 3.5 cm (申請前 6 カ月以内に撮影/白黒・カラー問わず)

3. パスポート 原本 および コピー (顔写真データ面)

- 未使用の査証欄が見開きで 2 ページ以上必要
- 外国籍者は、以下のコピーも必要
 - パスポート番号記載面・所持者サイン記載面・日本在留資格記載面
 - 外国人登録証 表裏 もしくは 在留カード 表裏

4. 航空券 (e チケット) または フライト予約確認書 コピー

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの
- 日本国籍以外の方はタイ出国日 (復路便) も確認できるもの

5. 日本側の教育機関からの 推薦状 (Recommendation Letter) および 在学証明書 英文 原本

- FAX および PDF ファイルで送られてきた書類は不可
- 申請者名・学校名・入学年月日・具体的な入国目的・入国予定日・滞在期間を含んだ内容であること

日本側の推薦状が作成不可の場合は身元保証書（HPよりダウンロード可）を提出

①身元保証書（Guarantee Letter）英文原本

保証人の氏名・現住所・電話番号・申請者名・申請者との関係（続柄）・申請者の入国目的・
出発日・滞在期間・申請者のタイ国滞在中の行動を保証する旨を記した書類

- 身元保証人の直筆署名（パスポートと同一のもの）が必要
- 身元保証人は、成人で、日本で連絡の取れる方（同行者は不可）
- 身元保証人は原則日本国籍者（日本の永住許可を保持する外国籍者は可）

②身元保証人のパスポートコピー データ面

※運転免許証（または保険証）のコピーを提出の場合、余白に直筆署名（身元保証書の署名と
同一のもの）が必要

※日本の永住許可を保持する外国籍者が身元保証人になる場合

身元保証人のパスポートの氏名および顔写真面・パスポート番号面・サイン面

日本の永住許可取得面（もしくは永住許可所有の証明となるもの）のコピーを提出
（領事判断により追加書類の提出を求める場合があります）

6. タイ側の教育機関からの招聘状（Invitation Letter）英文原本

- 申請者名・教育機関名・入国目的・入国日・滞在期間 を記載
- FAX や PDF で送られてきたものは受付不可
- 要レターヘッド・文書番号／要 教育機関公印の捺印および代表者の直筆署名／発行後3ヶ月以内

※私立の教育機関の場合、招聘状に加え下記の書類も必要

▽設立許可証 または タイ教育省発行の私学設立許可証 コピー

▽タイ私学教育委員会・義務教育委員会などからの申請者の学校入学許可証 タイ文原本

マルチプルエントリー申請を希望される場合 ※発行されるかは領事による総合的な判断となります

- 推薦状・招聘状ともに、複数回タイに入国する理由 および 明確な渡航日程 および マルチ
プルエントリービザを希望する旨 を記載
- 渡航日程に準じたフライト予約確認書

-
- 領事館は必要に応じて追加書類を求める権限を有します。
 - 一旦受理した書類は返却致しません。
 - 申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。
 - 領事館では、いかなる場合においてもビザ審査料の全額および差額などの返金は致しません。
 - 代理人および旅行者によるビザ申請および受領が可能です。
※北朝鮮・ラオス・イラン・イラク・アフガニスタン国籍の方は、本人申請・受領のみ
 - ビザ審査料はお釣りのないよう現金でご用意願います。
 - 書類に不備がなく、かつ一度の申請者数が15名以下の場合、申請日の翌開館日に受領可能です。
 - 書類不備などの場合に備え、ご出発2週間ほど前から余裕をもって申請されることを推奨します。
 - FAX・持ちこみなどによる書類の事前チェックは一切行っておりません。
 - ビザのキャンセルは、当館発行のビザであり且つ正当な理由がある場合のみ（渡航目的変更など）受け付けます。
 - タイ滞在期間延長・滞在資格変更・再入国許可証の取得は、タイ入国管理局・タイ警察庁の権限です。
 - アフガニスタン・アルジェリア・バングラディシュ・中国・エジプト・インド・イラン・イラク・レバノン・リビア・ナイジェリア・ネパール・北朝鮮・パキスタン・パレスチナ・サウジアラビア・スリランカ・スーダン・シリア・イエメン旅券所持者は、申請者が永住・定住・日本人の配偶者等、中長期の日本在留資格を所有していない限りビザ申請（全カテゴリー）ができません。

※ただし、北朝鮮・イラク・アフガニスタン国籍の方は、先の条件を満たした上で、全種類のビザにおいてタイ外務省からの許可が必要となるため、審査に1ヶ月半から2ヶ月ほどを要します。